

令和8年 北秋田市農業委員会 第9回総会

1. 開催日時 令和8年8月17日（月） 午後2時00分～午後2時40分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員（35名）

1番 武石 博	2番 中嶋 力 藏	3番 佐藤 稔
4番 若松 一 幸	6番 三浦 基 輝	7番 藤島 喜美男
8番 金田 悦 子	9番 澤藤 匠	10番 成田 悦 子
11番 多賀谷 テル子	12番 出川 信 久	13番 佐藤 利 子
14番 佐藤 政 信	15番 櫻井 豊	16番 堀部 聡
17番 佐藤 茂 延	18番 武田 響 一	19番 藤岡 智 洋
20番 長岐 正	21番 寺田 一 徳	22番 成田 博 幸
23番 武石 修 一	24番 伊東 誠 子	25番 宮腰 文 義
26番 中嶋 ふさ子	27番 野呂 義 久	28番 宮本 昌 子
30番 佐藤 邦 久	31番 長崎 成 人	32番 中林 めぐみ
33番 金 俊 英	34番 鈴木 豊	35番 小笠原 千 春
36番 佐藤 篤 史	37番 長岐 一 志	

4. 欠席委員（2名）

5番 佐藤 整 29番 伊藤 鶴 一

5. 議事日程

第 1	報告第17号	会務報告
第 2	報告第18号	専決処分の報告
第 3	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第24号	令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案について
第 5	議案第25号	北秋田市農業委員会公告式規則の一部改正について

6. 出席した事務局職員

局長 成田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主任 土濃塚 政 樹

7. 議事録署名委員

3番 佐藤 稔 4番 若松 一 幸

8. 会議の概要

事務局長

定刻となりましたので、ただいまより令和8年 北秋田市農業委員会
第9回総会を開会いたします。
始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。
5番 佐藤整 委員、29番 伊藤鶴一 委員の2名となっております。

委員総数 37 名中、35 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第 5 条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長 会長あいさつ（ 省略 ）

議 長 それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。
はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め当職より指名いたします。
議席番号 3 番 佐藤稔 委員、4 番 若松一幸 委員をお願いいたします。

それでは案件に入ります。日程第 1、報告第 17 号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局長 事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願い
いたします。それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 1
7 号令和 8 年 7 月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

7 月 1 日、営農型太陽光発電の関連制度見直しに係るオンライン説明
会がウェブ方式により開催され簾内副主幹が参加しました。

2 日、第 7 回総会に係る調査を、市役所第 2 庁舎第 1 会議室にて委
員 4 名、事務局 2 名により実施しました。

3 日、市町村農業委員会情報事業担当者会議が秋田市・秋田県市町
村会館にて開催され、土濃塚主任が出席しました。

10 日、第 7 回定例総会を市役所本庁舎 3 階大会議室にて出席委員 3
2 名により開催しました。

21 日、北秋田市農業委員会委員任命書交付式並びに第 8 回定例総会
を出席委員 37 名により開催しました。

29 日、秋田県都市農業委員会会長会事務局長会議が秋田市・アキ
タパークホテルにて開催され、事務局長が出席しました。また同日、
県主催の第 1 回地域計画の推進に向けたウェブ講習会が開催され、簾
内副主幹が参加しました。報告は以上です。

議 長 ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告であり
ますのでご了承願いたいと思います。

次に日程第 2、報告第 18 号「専決処分の報告」について、事務局の説
明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページをお開きください。

報告第18号「令和8年7月分 専決処分の報告」です。

表の7月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が41件、
(3) 非農地通知が4件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が23件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が1件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が1丁目件、合計70件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を読み上げ)

以下13ページの申請番号41番までの合計347筆、684,950㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

次に14ページをご覧ください。(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を読み上げ)

以上、申請番号4番までの合計10筆、面積7,672㎡について、いずれも農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨を決定しております。

次に15ページをご覧ください。(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を読み上げ)

以下、21ページの申請番号23番まで、合計142筆、面積177,232㎡です。

次に(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の1法人からの報告書を受理しております。

次に(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を読み上げ)

以上1件、合計1筆、面積807㎡です。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告第18号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に日程第3、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書22ページをお開きください。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年8月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を読み上げ)

以上、合計8筆、面積が2,883 m²です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については36ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、議案第23号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号1番 武石博委員と、議席番号2番 中嶋力藏 委員の2名より順番にお願いいたします。

1 番

議席番号1番の武石です。

申請番号1番から3番の所有権移転を報告させていただきます。

調査日は8月5日、調査員は2番の中嶋力藏委員、3番の佐藤稔委員、4番の若松一幸委員、5番の佐藤整委員と私、事務局から成田事務局長、土濃塚主任の計7名で、市役所第二庁舎第1会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の24ページから25ページになります。前山字伊勢堂長根の2筆の申請地は、国道7号を坊沢から前山方面に向かい、旧ガソリンスタンドの裏手に位置する畑でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の26ページから27ページになります。坊沢字横道街道下の申請地は、鷹巣陸上競技場の西へ約300mに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の28ページから29ページになります。鷹巣字愛宕下の2筆の申請地は、宮前町団地の南へ約200mに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

武石委員、ありがとうございました。続いて、中嶋力藏委員よりお願いいたします。

2 番

議席番号2番の中嶋です。

申請番号4番から6番について報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号4番は資料の30ページから31ページになります。下杉字小堤の申請地は、下杉八幡神社の西へ約200メートルに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号5番は資料の32ページから33ページになります。三木田

字舟付の申請地は、三木田集落の介護サービス事業者社屋の南へ約200mに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号6番は資料の34ページから35ページになります。米内沢字ヲツコ沢の申請地は、米内沢診療所の南東に約200mに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

中嶋委員、ありがとうございました。

議案第23号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第23号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に日程第4、議案第24号、「令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書37ページをお開きください。

議案第24号「令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」

令和8年度秋田県農業委員会大会における当農業委員会からの政策提案について、別紙(案)のとおり提案するものとする。

令和8年8月17日提出 北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

提案理由

一般社団法人秋田県農業会議より、令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出するものである。

先ほどお配りいたしました別紙資料に記載しております3点の要請事項が提案内容となっておりますが、今般の提案にあたっては、総務小委員会における協議結果をふまえて内容を決定しておりますので、詳細につきましては総務小委員会から説明をお願いいたします。

議 長

総務小委員長お願いいたします。

総務小委員長

総務小委員長の堀部です。

総務小委員会において協議した令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案について報告いたします。この件については、今年3月に開催した総務小委員会からこれまで何度か検討を重ねてきたところです。当農業委員会からは、前回に引き続き有害鳥獣対策として被害に対する積極的な対策の強化を求める提案と、スマート農業の推進としてスマート農業の推進による生産現場の強化に向けた支援の拡充を求める提案を実現に向け継続して取り組むことにしました。そして新たに農畜産物の再生産への支援として、ガソリンの高騰を始めとした物価高騰などを背景に農畜産物の生産コストの高騰を抑制できる仕組みの構築を求める提案を行うものです。以上の3件を、11月1日に由利本荘市で行われる秋田県農業委員会大会の政策提案として提案するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

総務小委員長、ありがとうございました。

議案第24号について事務局及び総務小委員長からの説明が終わりました。それでは本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第24号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に日程第5、議案第25号「北秋田市農業委員会公告式規則の一部改正について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書38ページをお開きください。

議案第25号「北秋田市農業委員会公告式規則の一部改正について」北秋田市農業委員会公告式規則（平成26年8月11日農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由

事務の効率化及びデジタル化の推進を図るため、令和8年7月1日付で施行された「北秋田市公告式条例」の一部改正により、公印押印の原則廃止、掲示場の集約及び市ホームページ上での情報公表に関する規定が整備されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

39ページ以降が改め文、新旧対照表、改正後全文となりますが、40ページの新旧対照表をご覧ください。具体的な変更点についてですが、市公告式条例の一部改正に倣い、第2条におきまして、従来行っておりました公告文への押印を廃止することと、公布の方法について、従来の農業委

員会事務局前掲示板への掲示に加え市のホームページへ掲載することを明文化したものです。なお、今般の一部改正の施行及び公布日につきましては、本日８月１７日とする予定としております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 議案第２５号について事務局の説明が終わりました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。議案第２５号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和８年第９回定例総会を閉会します。